

(5) 許可の取消（法第 55 条関係）

許可の取消は、営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合に適用するものとする。

(6) 施設の整備改善命令等（法第 56 条関係）

ア 施設の整備改善命令は、法第 51 条に基づく施設基準に合致させるため、整備改善を要する場合に適用するものとし、適用するに当たっては、期間を定めて行い、期間は整備改善を行うのに必要な期間とする。

イ 営業の禁止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、施設の整備改善が図られたときに禁止を解除するものとする。

ウ 営業の停止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できる場合に適用し、期間は、施設の整備改善を行うのに必要な期間とする。

エ 許可の取消は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善を図ることができない場合に適用するものとする。

(7) 行政指導

ア 始末書等

始末書は、行政処分に至らない事項についての措置として営業者から徴取し、違反等の事実及び再発防止について記載されているものとする。

始末書徴取に当たっては、必要に応じ顛末書、改善計画書等を併せて徴取するものとする。

イ 指導票

法第 19 条第 2 項、第 50 条及び第 51 条に基づく基準の違反等について、文書による改善指導が必要な場合に交付するものとする。

ウ 改善勧告書

指導票により改善がされない場合及び法第 19 条第 2 項に基づく基準の違反であって健康への影響の程度が大きい場合に交付するものとする。

別表

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等	法第54条 法第55条	(食中毒) 1 営業の禁止、停止又は許可の取消 報告給食施設にあっては、施設の使用禁止又は停止 2 必要な場合、当該食品等の廃棄処分及び危害除去に必要な措置命令 (食中毒以外) 1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第9条	病肉等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第10条	化学的合成品等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第11条 第2項	食品又は添加物の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第16条	有害器具等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第18条 第2項	器具又は容器包装の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第19条 第2項	表示違反品の販売等の禁止	法第55条	(特定原材料の表示に係る違反) 1 改善勧告書 2 営業の一部禁止（適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消 (特定原材料の表示に係る違反以外) 1 指導票、始末書徵取等 2 改善勧告書（1の指導後） 3 営業の一部禁止（適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消
法第20条	虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消

法第 25 条 第 1 項	製品検査合格証 のない添加物等 の販売等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止（当該品及び使用品の販売 禁止）、停止又は許可の取消
法第 26 条 第 4 項	検査結果の通知 を受ける以前の 販売等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止（当該品の販売禁止）、停止 又は許可の取消
法第 48 条 第 1 項	食品衛生管理者 の設置義務違反	法第 55 条	1 営業の禁止（設置されるまでの期間）又は 営業の取消、停止又は許可の取消
法第 50 条 第 3 項	公衆衛生上講ず べき措置の基準 の違反	法第 55 条	1 指導票 2 改善勧告書（1 の指導後） 3 営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 51 条	営業施設の基準 の違反	法第 56 条	1 指導票 2 改善勧告書（1 の指導後） 3 整備改善命令、営業の禁止、停止又は許可 の取消
法第 52 条 第 3 項	営業の許可条件 に違反	法第 55 条	1 営業の禁止、停止又は許可の取消

違反食品処理手順

1 探知又は発見

次により違反食品（疑いがある場合を含む。）を探知又は発見した場合は、食品衛生監視員は、直ちに違反事実の確認のため当該施設に立入り、食品、営業施設、帳簿その他の物件を調査し、営業者及び関係者から事情を聴取するものとする。

- (1) 収去検査による検査成績書
- (2) 監視による発見
- (3) 消費者からの苦情による発見
- (4) 他都道府県からの通報

2 違反事実の確認

食品衛生監視員は、違反原因について調査を実施し原因を究明すること。

なお、調査に当たっては、次に留意し行うものとする。

- (1) 違反となった原因
- (2) 違反食品の数量及び原料の在庫量
- (3) 違反食品の製造、調理、加工及び販売の時期、期間及び従事した者
- (4) 出荷先及び仕入先
- (5) 出荷及び仕入れの時期、期間及び数量
- (6) 施設の概要図、製造又は処理工程図（写真撮影）
- (7) 違反事実の証拠が供述のみの場合は、違反した営業者又は関係者から聴取した供述調書を作成するものとする。
- (8) 証拠となる帳簿書類その他の物件

3 違反事実の確認後の措置

- (1) 食品衛生監視員は、前項の調査により速やかに違反事実を確認するとともに違反事実を記録するものとする。
- (2) 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長に報告するものとする。
- (3) 保健所長は、違反の発生と措置経過について、速やかに総合事務所にあっては所長及び福祉保健局長に、福祉保健局にあっては局長に報告すること。
- (4) 保健所長は、健康被害のおそれがある場合、違反の事実について公表するものとする。

- (5) 保健所長は、(3)において公表を行った場合、消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。
- (6) 食品表示違反に係る場合は、必要に応じ食品表示違反対応マニュアル等別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。
- (7) 残留農薬基準違反に係る場合は、農薬取締法違反対応マニュアル等を別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。
- (8) 全庁的な取組みが必要になると判断される事案については、食品衛生主管課長に情報を入れ、食の安全委員会等対応マニュアルを別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。

4 違反食品等の措置

- (1) 食品衛生監視員は、違反事実が重ねて行われるおそれがあり、又は食品衛生上の危害の除去を図る必要があると認められるときは、保健所長の指示に基づき、営業所等に対し次の事項について指導するものとする。
 - ア 違反事実の証拠となる帳簿書類その他の物件があるときは、営業者等に対し処分等の措置が決定するまでそれらを保管させる。
 - イ 調査の結果当該違反による被害の拡大及び再発防止に必要な当面の措置を、当該営業者又は関係者に行わせるため、改善指示書を交付し指示する。
 - ウ 違反食品が当該施設にある場合、販売の自粛をさせる。
 - エ 違反食品が当該施設にある場合、廃棄処分等の措置命令の執行が完了するまでの間保管させる。ただし、当該違反食品が腐敗、変敗により当該命令執行までの間保管しておくことが困難と判断されるときは、事前に廃棄させることができる。
 - オ 違反食品の同一ロット品が既に流通している場合は、自主的に回収させる。
- (2) 以上の指導を行った場合には、食品衛生監視員は、当該物件の数量、製造者又は販売者、仕入先又は販売先、製造年月日、容器の形態、重量等を確認するものとする。

5 違反事実の報告等

(1) 県内他保健所への報告

保健所長は、違反食品を発見し、それらに係る違反事実が管轄外の製造施設、又は販売施設（以下「製造施設等」という。）に起因すると認められたときは、当該違反食品の製造施設等を管轄する保健所長に報告し、製

造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼するものとする。

(2) 食品衛生主管課長への通報

1にかかわらず次による場合は、食品衛生主管課長に報告するものとする。

ア 違反食品の原因が県外の製造施設等にある場合

食品衛生主管課長は、当該都道府県（指定都市を含む。）に対し製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼する。

イ 違反食品が県外に流通する場合

食品衛生主管課長は、関係都道府県（指定都市を含む。）に対し、情報提供又は回収のための協力を依頼する。

ウ 違反食品の販売等が広域的な処置が必要とされる場合

食品衛生主管課長は、県内の複数の保健所等へ、必要な指揮をとること。

エ 残留農薬基準違反等当該生産者の調査又は改善指導等が必要な場合

食品衛生主管課長は、農林水産部等関係部局に情報提供し今後の改善指導及び啓発活動等の協力を依頼すること。

6 行政処分の決定

保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、処分を行う必要があると認めたときは、時機を失すことなく処分を行うものとする。

なお、処分の内容については、食品衛生主管課長に報告すること。

(1) 営業許可の取消し

営業許可の取消しは、行政処分の基準に基づき、営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

(2) 営業の禁止

営業の禁止は、期間を定めては違法状態を除去することができない場合又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。

(3) 営業の停止

ア 営業停止の期間は、原則として、行政処分の基準に基づき、違反内容ごとに応する営業停止の期間の最低日数とする。

イ (1)にかかわらず営業停止の期間は、違反の態様、原因の除去の有無及び施設の改善状況を総合的に判断し、行政処分の基準に定める期間の範囲内で決定することができる。

(4) 廃棄、その他の命令

違反食品が現に販売、製造の過程で流通している場合には、それらを廃棄させ、又はその他必要な措置を命ずるものとする。

(5) 告発

ア 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ違反内容が悪質で処罰の必要があると認めたときは、事前に食の安全推進課と協議し、告発するものとする。

イ 告発を行ったとき及び告発結果が判明したときは、速やかに食品衛生主管課長に報告するものとする。

7 行政処分の履行確認と解除

(1) 履行確認

食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。

(2) 解除

処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。

8 公表

保健所長は、違反による処分を行ったときは、営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、施設の名称、違反及び措置内容について公表する。

9 営業者等への普及啓発

同様の事例の再発を防止するため、関係営業者等への普及啓発及び注意喚起等に努めること。

違反食品処理手順運用上の留意点

1 法第6条（食中毒関係）違反

- (1) 飲食店営業における営業の禁止・停止にあっては、当該客席の使用はできないこととなるが、ホテル、旅館、宴会場における食中毒で、やむを得ない状況であって、再発防止が担保できる場合は、客席の使用を認め、この際の処分は、営業の一部禁止・停止（調理行為並びに調理場及びその付属設備・器材の使用禁止・停止）とし、必要に応じ従事者の就業制限等、他法令に基づく措置について所管課と連携を図ること。
- (2) 必要な場合、原因食品について廃棄命令、使用禁止命令など適切な措置を併せて行うこと。

2 法第6条（食中毒関係以外）、第9条、第10条、第11条第2項、第16条、第18条第2項及び第20条違反

- (1) 検査により違反と決定した食品等及び他の自治体、保健所又は検疫所から違反として通報された食品等については、7(2)に該当する場合を除き、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令又は移動禁止命令を行い、封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）すること。また、必要に応じて営業の禁止・停止等を行うこと。
- (2) 販売禁止、使用禁止等の命令後において、当該営業者から経済的理由等から自主的に当該違反食品等の廃棄の申し出があった場合は、任意廃棄の願いを提出させることとし、廃棄の確認を行うこと。
- (3) 再製が可能なものについては、当該営業者に再製の願いを提出させ、再製後、法に適合したことが確認されたときに、当該再製品の使用又は販売を認めるものとすること。
- (4) 食品以外の用途に転用が認められる場合は、当該営業者に転用の願いを提出させ、当該違反食品等の転用を認めるものとすること。
- (5) 残存量として規定されていない添加物については、製造状況を調査のうえ、違反についての判断を行うこと。

3 法第19条第2項（特定原材料関係）違反

- (1) 適正表示等について改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。

4 法第 19 条第 2 項（特定原材料関係以外）違反

- (1) 適正表示等について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。

5 法第 50 条第 3 項違反

- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。

6 法第 51 条違反

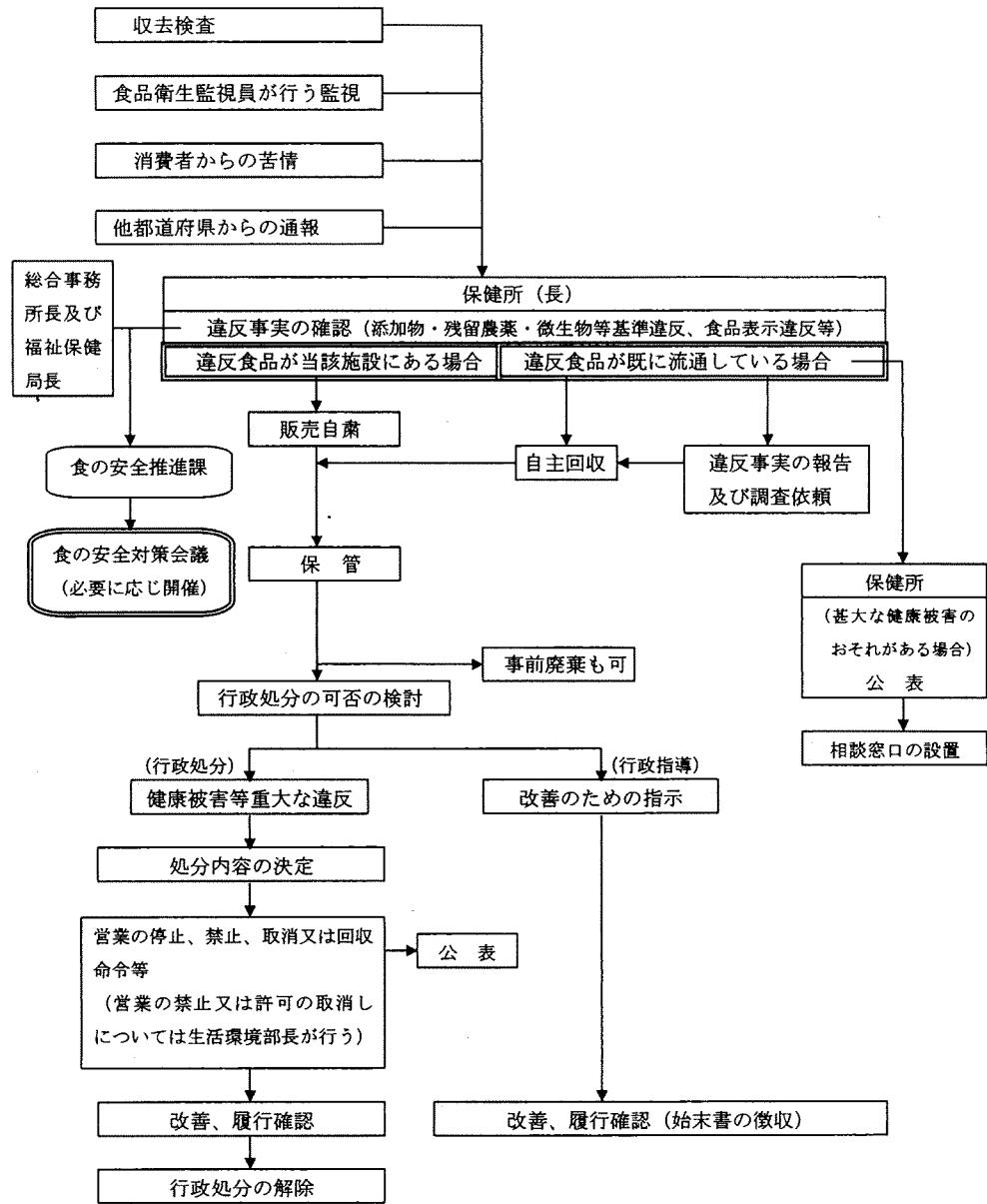
- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、整備改善命令、営業の禁止等必要な命令を行うこと。
- (3) 食中毒発生施設に対する処分についても同様の手続きを行うこと。

7 管轄外製造品等の取扱い

- (1) 管轄外で製造した食品等を違反とした場合は、速やかに当該製造所を管轄する自治体に通報すること。また、輸入した食品等を違反とした場合は、厚生労働省及び当該輸入者を管轄する自治体に通報すること。
なお、法第 19 条第 2 項違反以外の場合は、販売禁止等の措置命令を行い、当該食品等を封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）するとともに、必要に応じて営業の禁止、停止等を行う。
- (2) (1)にかかわらず、管轄外で製造若しくは輸入した食品等の違反の場合であって、当該製造所又は輸入者の所在地を管轄する自治体、保健所又は検疫所から通報があった場合は、販売禁止等の措置命令は要しないものであること。
なお、この場合は、封印のまま返品させること。
- (3) 販売禁止、移動禁止命令後に返品する場合にあっては、封印のまま返品させること。

参考

違反食品発見時の措置フロー



違反を認定する場合の注意事項

検査成績を使用基準等に照らし合わせ、機械的に判定すると、違反でないものを違反と認定する恐れがある。食品等を違反と認定する際には、検査成績に基づき、違反（又は疑い）の事実関係を調査したうえで、法違反を認定する等、慎重に行う必要がある。違反事実等の調査確認事項を下表に例示する。

検査成績書（食品、食品添加物、器具・容器包装及びおもちゃ）			
違反事実等の調査確認事項	細菌検査	理化学検査	
	規格基準 (成分規格)	規格基準 (成分規格等)	製造基準及び使用基準
(1) サンプリング方法や搬入方法に不備はなかったか、またロット特定は可能かを確認 (2) 試験法は、法令等で定められた方法、食品衛生検査指針の方法及び同等以上の精度があると認められた方法か、また、これら試験法の検出限界等の確認 (3) 当該食品に、規格基準等を適用することの疑義はないかを確認、なお、必要があれば製造工程を調査 例：食肉製品、アイスミルク又はしょうゆ漬等の表示と実体が異なっていないかを確認			
			(4) 検出した添加物の使用の事実の確認 (5) 製造工程の調査 例：①製造工程における添加物の使用時点 ②そうざい又は佃煮の別 ③野菜又は魚介の漬物等の漬込み期間 (6) 天然由来の化学物質存在の有無の確認 例：アンズからの安息香酸やチーズからのプロビオニ酸等 (7) 原料由来の添加物の有無の確認 例：キャリーオーバーや加工助剤等 (8) 昭和34年12月28日付厚生省告示第370号のF使用基準の項、添加物一般の2、いわゆる「みなし規定」に係る調査 例：使用原材料（構成比）に由来する二酸化硫黄等の理論値と検出値との整合性
			違 反 の 決 定

(2) 違反食品等報告書事例

【事例1】

違反食品等報告書				
食品等の状況	名 称	冷凍食品〇〇〇(凍結前未加熱加熱後摺取冷凍食品)	形 态	60g×100個 ダンボール箱詰め
	届出年月日	平成16年10月7日	届出者住所・氏名	A市〇〇区〇〇町〇一〇〇〇〇〇
	製造者住所・氏名	神戸市中央区〇〇町〇一〇〇株式会社神戸工場		
違反等届出事項	食品衛生法 第6条 第項 第4号 違反の疑い			
	内 容	平成16年10月7日、飲食店『××』(A市〇〇区〇〇町〇一〇一〇)で、日替わりランチの「エビカツのタルタルソース」を喫食した客から、白いプラスティック様異物が混入していたとの苦情があり、同店営業者からA市〇〇区保健福祉センターに届出があった。エビカツは冷凍食品で、△△懈から納品された。タルタルソースは『××』で調理されたものであり、A市は届出後『××』を調査したが、同様のプラスティックは一切使われていなかったため、エビカツの製造所を所管する神戸市に調査依頼があった。		
調査状況	<p>1. 製造者の調査・指導について</p> <p>原因食品の疑いのあるエビカツについて調査・指導を行った。</p> <p>調査年月日：平成16年10月8日～10月15日</p> <p>応対者：□□懈神戸工場 冷凍食品製造部長〇〇氏</p> <p>[調査内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造年月日 平成16年4月14日 ・製造者 □□懈神戸工場 ・賞味期限 平成17年9月22日 ・製造数量 300BDL (100個入り×2合×300束=60,000個) ・在庫数量 36BDL (平成16年10月15日現在) ・同一苦情の発生状況 なし ・製造時における異物混入の可能性について 製造所の調査では、製造時における原因となりうるような事故の発生はなかったが、製造ラインのコンベアーに同様のプラスティック部品が使用されており、その一部が破損していた。異物は破損部分と形状が一致した。 また、異物の検査結果(後述)から異物とコンベアーの一部のプラスティック部品が同一種類の合成樹脂であることが判明したことから、コンベアー部品が破損し、エビカツに混入したものと考えられる。破損部分の形状から判断して、破片は1片であり、他の製品への混入はないものと考えられる。 <p>[措置等]</p> <p>指導票を交付し、破損原因の究明及び異物混入防止対策について報告書の提出を指示し、平成16年10月19日に報告書を受理した。</p> <p>2. 異物の検査について</p> <p>10月13日に苦情の原因となった異物がA市〇〇区保健福祉センターより届いた。異物の所有権放棄についてA市を通じて届出者の了解を得た上で、異物鑑定を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施機関 神戸市保健福祉局環境保健研究所 ・検査実施年月日 平成16年10月14日 ・検査の結果 異物と破損したプラスティック部品の赤外線スペクトルを測定したところ一致したため、両者は同一種類の合成樹脂である。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・5W1Hを基本に、当該品の特定、製造量、流通状況、他の苦情の有無、施設の状況、検査結果、措置内容、原因、再発防止対策等を簡潔にまとめる ・添付資料として、当該品・製造施設等の写真、指導票(写し)、命令書(写し)、被陳情者からの報告書(仕入れ・製造・販売の状況、措置内容原因・再発防止対策等) 		

3. 混入原因について

破損した部品は、施設稼動後 10 年間交換しておらず、劣化破損を起こし、当該品に混入してしまったものと考えられる。

4. 再発防止対策について

- ・破損した部品は、コンベアの複数箇所に使用されていたため、すべての部品を新しく交換した。
- ・定期的に部品のひび割れ等を点検し、劣化が確認された場合は、交換を行う。

措 置 状 況	営業(禁・停)止				
	廃棄			数量	
	移動禁止	数量			
	返品指示	数量	返品先		
	その他	指導票交付、報告書徴収			
報告者	神戸市保健所〇〇衛生監視事務所監視係				

【事例2】

違反食品等報告書			
名称	しょうゆ	形態	瓶詰め 内容量: 750g (623ml)
品名	○○風薄口醤油(生抽王)	賞味期限	2005.11.20
取去年月日	平成16年9月8日 平成16年9月29日	取去機関	○○県○○健康福祉事務所
通報年月日	平成16年10月21日	通報者	○○県保健福祉部生活衛生課
販売者氏名住所	株式会社△△△ 東京都立川○○町○-○-○		
輸入者 氏名住所	㈱○○○ 代表取締役 ○○○○ 神戸市中央区○○通○丁目○番○号		
違反届出事項	食品衛生法第11条第2項違反 平成16年9月8日に株式会社○○○より○○県が取去検査したしょうゆ「○○風薄口醤油(生抽王)」(輸入者: 株式会社○○○ 神戸市中央区○○通○丁目○番○号、内容量: 750g、瓶詰、賞味期限: 2005.11.20、原産国: 中華人民共和国)について、しょうゆには使用の認められていないデヒドロ酢酸がそれぞれ 0.16g/kg 検出された旨、本市生活衛生課を通じて通報があった。		
調査状況	<p>1. 立入調査状況について 調査年月日: 平成16年10月21日 応対者: 株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○○○ 輸入者事務所(神戸市中央区○○通○丁目×番×号)に立ち入り、聞き取り調査及び指導を行った。</p> <p>2. 輸入販売及び在庫状況 輸入届出年月日: 平成16年1月23日 輸入数量: 440 カートン (1 カートン 12 本入) 5,280 本 販売状況: 1月27日～10月21日 5,127 本 在庫数量: 370 本 なお、輸入者では「生抽王」のロット管理ができていなかつたため、販売数量には別ロットも含まれており、在庫数量との合計が輸入数量を超えていた。</p> <p>3. 指導事項について 当該品を出荷先から回収するとともに、デヒドロ酢酸が検出された原因について調査し報告するよう、10月21日付食品衛生監視指導票にて指導した。また、10月22日、回収指示書を交付し、迅速な回収について再度指導した。</p> <p>4. 回収状況等の確認について 平成16年11月15日、○○県より取去先である㈱△△△から当該品在庫84本及び回収品6本合計90本が輸入者事務所あてに返品されるため、返品確認の依頼があった。同月18日、輸入者事務所にて返品数量に相違ないことを確認した。</p> <p>平成17年2月1日、販売先52店舗中、在庫のあった34店舗からの回収が終了した旨の報告を受けた。同月2日、回収数量869本及び輸入者在庫370本について、報告数量と保管数量に相違ないことを確認した。</p> <p>5. 当該品に対する措置 回収品869本及び在庫品370本並びに別ロット品22本を合わせた1,261本が平成17年6月23日、中国へ積み戻され、7月11日、完了の報告書を受理した。</p> <p>6. 違反に至った経緯 製造者は当該ロット製造時にデヒドロ酢酸ナトリウムを使用していた。使用量は中華人民共和国での使用基準(0.2g/kg)以内であった。</p> <p>7. 再発防止策 以下の再発防止策を講じる旨の報告を受けた。 - 日本向け輸出用工場を設ける。 - 生産する毎に生産設備及び関連ラインを徹底的に整理整頓し、洗浄作業を行う。 - 原料及び製品の検査チームを編成する。 - 規格に適合するよう添加物を使用するように厳しく監督し、確認後加工生産する。</p>		
措置	廃棄等	積み戻し	数量 1,261 本
	その他	指導票・回収指示書交付、報告書徴収	
調査者	神戸市保健所○○衛生監視事務所		

【事例 3】

違反食品等報告書					
販賣の状況	名 称	○○○○○ (ラムネ菓子)			
	賞味期限	平成 17 年 4 月 14 日			
	製造者住所・ 氏名	神戸市中央区○○町○一○一○ 株式会社○○○			
違反等の状況	根拠条文	食品衛生法 第 19 条第 2 項 違反			
	違反の内容	○○市衛生局生活衛生部食品衛生課が実施した収去検査において、表示にないコチニールが検出された。			
	収去年月日	平成 16 年 12 月 6 日	検査結果判明年 月日	平成 16 年 12 月 14 日	
	収去先	○○市○○区○○台 9-1-2 株式会社 ○○○ ○○店			
	通報状況	平成 16 年 12 月 14 日 ○○市より生活衛生課を経由して表示違反の速報を受理 平成 17 年 1 月 4 日 ○○市より生活衛生課を経由して正式通知を受付			
調査・措置状況	販売・在庫状況	当該品は、平成 16 年 9 月 20 日に製造したもので、調査を開始した 12 月 15 日時点では、全量 (800CT, 32,000 個) が出荷済であった。出荷日は、次のとおりであった。 平成 16 年 9 月 30 日 出荷数 400CT (16,000 個) 10 月 31 日 300CT (12,000 個) 11 月 30 日 100CT (4,000 個)			
	違反食品に対する措置	平成 16 年 12 月 15 日に製造者に立入り調査を実施し、指導票を交付した。 製造者は出荷先から当該食品の回収を行うとともに、回収よりも適正な表示ラベルへの貼り替えを希望する出荷先に対しては、ラベルの送付を行なった。2 次販売先へも回収やラベル貼り替えについて周知徹底を図り、措置を完了した。			
違反の原因と対策	違反の原因	製造者は、以前はコチニールを使用していなかったが、平成 16 年 9 月 20 日製造分からコチニールを使用することにした。しかしながら、表示の変更を忘れていた。 なお、9 月 20 日以外にこの製品の製造はしていない。			
	再発防止対策	製造者より次のような再発防止策が示された。 ・今後、添加物等を変更した場合は、表示についても変更の必要がないかどうか点検し、適正な表示を貼付する。			
措置状況	営業(禁・停止)				
	廃棄		数量		
	移動禁止	数量			
	返品	数量	確認できたもの 7,502 個	返品先	株式会社○○○ 本社
	その他	指導票交付、報告書徴収		調査者	○○衛生監視事務所

報 告 書

平成 年 月 日

保 健 所 長 様

製造業者住所

製造業者氏名

印

今般、弊社が製造した
あると御指摘をうけましたので、このことについて事実下記のとおり報告いたします。

記

1 会社（事業所）の営業等の経過

(1) 事業開始の年月日

(2) 営業許可の有無 有・無

① 製造業（ 年 月 日 保第 号許可）

② 製造業（ 年 月 日 保第 号許可）

(3) 従業員数

2 違反品

(1) 商品名

(2) 名称

(3) 形態 <内装> (g, 個入)

<外装> (g / 袋入)

(4) 品質保持期限等 平成 年 月 日

(5) 容量 g (g, 個入)

(6) 単価 円

3 違反と指摘された事項等

4 違反品を製造した期間、製造数量、出荷状況について

5 製造方法等

6 違反となった経過、原因、理由等

7 指摘を受けてからの措置

回収状況等

8 違反となった原因の具体的な解決策

次の項目を実施しました。

①

②

③

保 第 号
年 月 日

健康福祉部長様

保健所長

違反食品等の発見について（通知）

このことについて次のとおり発見しましたので、調査のうえご **回答** ください。
指導

食品等の名称						
製造（加工）者の 住 所・氏 名						
違反・不良 不適正の 内容	区別	<input type="checkbox"/> 食品衛生法第 条第 項（号）違反		<input type="checkbox"/> 不良	<input type="checkbox"/> 不適正	
	内容					
発見の月日・場所		年 月 日				
食品等容器 包装の形態						
措置状況 その他参考事項						

保 第 号
年 月 日

健康福祉部長様

保健所長

違反食品等の調査について（回答）

年 月 日付け、生衛第食 号で通知がありましたのことについて
下記のとおり調査したので回答します。

食品等の名称	
製造（加工）者の 住 所・氏 名	
違 反 内 容	食品衛生法第 条第 項（号）違反
調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 結 果	
措 置 状 況	
その他の参考事項	

【記載例】

保 第 号
年 月 日

健康福祉部長様

保健所長

違反食品等の調査について（回答）

年 月 日付け、生衛第食 号で通知のありましたこのことについて下記のとおり調査したので回答します。

食品等の名称	飴菓子・商品名（からいも飴）
製造（加工）者の住所・氏名	
違反内容	異物（糸くず及び獸毛のからまつた飴くずの塊）の混入 食品衛生法第4条第4項（号）違反
調査年月日	年 月 日
調査結果	当該異物を分析したところ、化学繊維の糸くずと獸毛が見つかった。また水に溶かしたところ他には粉以外に何も残らず、水溶液はでんぶん質であった。 当該施設を調査したところ、当該異物と同様の塊を冷却室と袋詰め機の間のコンベアとの接合部から発見した。この塊からも同様に化学繊維の糸くずと獸毛が見つかった。この塊は冷却中にてた飴のくずが接合部にたまり糸くずなどのゴミ等をからめながら大きくなつたもので、何かの弾みでとれた欠片のうち大きな物が製品中に混入したものと思われる。 化学繊維の糸くずについては、前工程で使われているベルトコンベアのベルトが古く端がほつれしており、抜けやすい状態であった。 また、獸毛については、機会に付着する粉の清掃に用いたハケから抜けたものと思われるが、現在は使用していないとのことであつた。
措置状況	以下の事項を指導し、改善されたことを確認した。 ① 当該異物が発見された接続部を、飴くず等が溜まらずに除去されるよう構造に改善する。 ② コンベアのベルトは、端がほつれないうちに更新する、また、糸くずがでにくい構造のベルトを使用する事。 ③ 獣毛等異物として混入する恐れのある器具は使用しない。
その他参考事項	始末書を聴取した。

保 管 請 書

平成 年 月 日

保健所長 様

業 種
住 所
営業所所在地
氏 名 印

平成 年 月 日に指示を受けました下記の食品については、指示があるまで私が責任をもって、私の店舗内（工場内）に保管し、決して販売授受はいたしません。

記

品 名	期限表示（年月日） ロット番号	包装形態 内 容 量	数 量	摘 要